

時報

通局認可

三金銀

刊休日曜日

號二十七百五第

日曜木

日一卅月一年七十治明 京東

公報

○東京府布通甲第三號
明治八年八月三日日本府布通公用土地買上規則左ノ通り
第十一節 土地買上ノ際事業ノ發展ヲ要スルトキハ特ニ
其旨ヲ所有者ニ通知シ三十日以上ノ期日ヲ定メ代價ヲ申
出シムヘシ其期日迄ニ代價ヲ申出サルカ又ハ代價ヲ付
双方見込相協ハサルトキハ更ニ其地ヲ引渡スヘキ旨ヲ
通知シ其日ヨリ建物アル地ハ五十日建物ナキ地ハ三十日
ニ至レハ之ヲ評價ノ爲メ双方ニテ其期日ヨリ現在ノ實
況及ヒ其見込ノ代價ヲ詳細ニ評價シ價額ノ意見書ヲ添ヘ地
方官ノ認印ヲ受置クヘシ
第十二節 第十一節ノ場合ニ於テハ所有者ノ請求ニヨリ
土地ニ付テハ外面地價十分八ノ金額建屋物等ノ移轉料
又ハ代價ニ付テハ假定ノ金額(地方官實況ニヨリテ之
ヲ定ム)ヲ減置キ代價決定ノ上精算スヘシ
右布通等事
明治十七年一月廿九日 東京府知事芳川顯正

時事新報

言論禁停ノ方法

古來各國ノ慣行ニ言論ヲ自由ニスルト檢束スルトノ別
リ言論ヲ自由ニスルトハ一切ノ言論、論者ノ勝手次第ニ
テ強難難何事ヲ論スルモ之ニ干渉セザルノ風ナリ又之
ヲ檢束スルトハ言論ノ素性ヲ吟味シテ朝憲ヲ紊シ治安ヲ
害スル等ノ點方アラバ其害ノ輕重ニ隨テ之ヲ中止若クハ
禁止スルトノ期ナリ今此二者ノ是非ハキリ量キ之ヲ自由ニ
スルト檢束スルトノ便否ハ當初ヨリノ慣行次第ナリト申
シテ可ナラン若シ當初ヨリ言論ヲ自由ニスルトノ慣行ナラ
バ血氣ノ論客ヲ時トシテ猖狂ノ說ヲ唱ヘ或ハ暴言ヲ吐ク
ヲアルモ人敢テ之ヲ奇トセズ其暴言ヲ屢スレバ却テ他人
ノ嫌厭ヲ來シ言語同斷ノ狂人ナリトテ之ヲ齒スルナレバ
ガ故ニ論者自ラ必事ヲ改メ俄ニ筆端口頭ノ圭角ヲ收縮シ
テ其論鋒ヲ圓滑ニシ漸ク若實ノ風ヲ裝フテ時論ノ撰斥ヲ
免ル、コトナシ又可ナリ乃チ言論自由ノ國ニ暴論詭說兼外
寡少ナル由ナリ若シ又言論ヲ檢束スルトノ慣行ナラバ奇
ヲ好ムノ人情其之ヲ檢束スルトノ故ニ以テ殊更ニ論鋒ヲ銳
クシ或ハ其所論ニ檢束ヲ蒙ルト裝ヲザルト同型ヲ容レザ
ルノ際ニ出入シテ勢ニ其體勇ヲ誇ルモノアレバ世人ハ其
言論ノ法網ニ觸レントスルヲ見テ恰カモ龍眠ヲ驚フテ殊
チ聲々ノ驚ヲ爲シ樂シテ其後ハ喝采スルノ意味ナキヤ得
ズ或ハ龍睡ノ際ニ於テ時ニ諷刺ノ意ヲ寓スレバ世人ハ論
者之ヲ明言ニ訾ハヤルノ苦必ステ察シ不肖ノ國ニ首肯シ
テ之ヲ歡迎スルトノ態アリ故ニ言論檢束ノ國ニハ龍睡ノ論
者多クシテ其論鋒ヲ收縮スルモノ亦蓋シ有力ナリ万ナリ且
言論ヲ檢束スルトハ龍睡ノ勢ニ之ヲ齒スルニ能ハザル

ニテハ勢、之ヲ檢束セザルヲ得ザル者アリ何ソヤ近時文
明ノ流行ヨリ一種ノ狂客ヲ生ワタルノ一事即チ是ナリ嘗
テ報紙上ニモ論セシ如ク近時蒸氣電信ノ二力其勢ヲ逞フ
シテヨリ人體頗ニ羽翼ヲ生シ政治法律以下社會万般ノ事
物奇モ奮奮ヲ存スルモノハ文明ノ眼ヨリ見テ昔ナ迂濶ノ
觀ヲ呈シ意先ツ到リテ事之ニ隨フ能ハズ是ニ於テカ血氣
ノ論者人間ノ不知意ニ制セラレテ腦裏ノ想像ヲ實行スル
ニ苦ミ熱憤煩悶火熾ニシテ自ラ之ヲ禁スル能ハズ時ニ
疎狂ノ說ヲ發シテ其體價ヲ散スルヲアリ此論者コソ正シ
シ一種文明ノ狂客ニシテ尋常一職ノ政府ヲテハ此狂客ノ
所爲ニ任シテ其熱情ノ醒ムルヲ俟ツ能ハザル可シ蓋シ近
時文明ノ一部分ニ就テ視レバ其効力酒ノヨク人ヲ醉ハシ
ムルモノアルガ如ク酒ノ發明以前ハ世間ニ酒在ノ沙汰モ
ナクシテ之ヲ檢束スルノ法モ無用ナリシナラント雖ニ既
ニ酒アリ又之ヲ飲ムモノアリテ愛ニ酒狂ヲ生スレバ亦隨
テ之ヲ檢束セザル可ラズ今日血氣ノ論客カ文明ノ芳醇ニ
熱醉シ眼華井ニ落テ傍若無人ノ言語ヲ放テ世間ニ對シテ
無遠慮ニシテ政府ニ向テモ無作法ナルガ如キハ即チ一種
ノ醉狂ニシテ一國公私ノ治安ノ爲メコハ之ヲ檢束スルノ
法モ亦甚ク大切ナルモノト云フ可シ

我政府ハ明治八年ニ始メテ新聞條例ヲ發布シ此條例ニ照
ラシテ新聞記者ノ筆鋒ヲ檢束セザレタリ蓋シ文明熱醉ノ
劉伶ヲシテ興ニ乗シテ詭激ノ囁語ヲ吐カシメザルノ意ナ
ラント雖ニ其發布ノ時節ノ當否ハ姑ク闕キ荷モ愛ニ言論
檢束ノ端ヲ開キタルカラコハ世上ノ論者モ亦其覺悟ヲナ
シテ或ハ奇妙ニ論鋒ヲ銳クシ或ハ法網ノ罅隙ヲ窺ヒ或ハ
諷刺ノ意ヲ寓シ又時トシテハ陰險ノ語氣ヲ含ムコトモナキ
ニ非ズ孰レモ好奇ノ人情ニシテ誠ニ驚クニ足ラズト雖ニ
世人ハ其言論ニ檢束アルノ故ニ以テ論者ノ詭論ヲ聞テ當
ニ之ヲ嫌厭セザルノミナラズ或ハ窃ニ之ヲ厭味スルノ情
ナキニ非ズ乃チ詭論ノ効驗アル所以ナレバ政府ハ何時迄
モ力ヲ盡シテ之ヲ檢束セザル可ラズ昨年四月改正新聞條
例第十四條ニ新聞紙ニ記載シタル事項治安ヲ妨害シ又ハ
風俗ヲ擾乱スル者ト認ムルハ内務卿ハ其發行ヲ禁止若
クハ停止スルコトヲ得トアルモ亦新ニ檢束ノ一項ニシテ一
旦言論檢束ノ端ヲ開キタル以上ハ條例中ニ此等ノ箇條ヲ
掲ケタルモ決シテ怪シムニ足ラズ我輩ト雖ハ亦一概ニ之ヲ
非難スルモノニ非ザルナリ (以下次号)

電報

○一月二十七日倫敦電 英國殖民事務卿アルビー侯はト
ランスヴァールと英領殖民地新境界確定のことと關シテ
ワシンの提出したる反對の申出を棄棄したり

之當時の本紙上
る優待の事と表
會員に推挙した
○入浴歸京 兼
陸軍少將には來
又同入浴中なる
○檢閱使 西都
十日前後當地出
○千葉縣令 船
たり
○主船局長 赤
軍中佐今井兼輔
○統計課長 兼
願兼統計課長差
課長申付られた
○非職 農商務
之、同准奏任御
非職仰付された
○歸京届 兼
裁判所岡本檢事
お就く旨其筋へ
○改革 内務農
る官吏有りしが
噂を聞きぬ
○博覽會出品掛
を閉くお付我國
を始り同局おて
○社寺保存 大
して金千圓、大
資金として金二
同國龍田神社造
○獻金収入 皇
編入相成居候處十
し納入價目大減
○電話機 赤坂
長倉室(此種電話
○七週年紀念并
七週年紀念會に相
付同僚及隨行官一
日二練上け午後七
時御禮奉拜候
儀も形ふしな